

共同漁業漁場図

1. 漁業権の番号 内共第1号
2. 漁場の位置 市原市及び夷隅郡大多喜町地先
3. 漁場の区域 次の養老川及びその支派川

養老川 夷隅郡大多喜町会所274番地地先の隧道下流端の線から次の基点1号と基点2号を結ぶ線まで（高滝湖を含む。）

基点1号 市原市五井海岸2番地地先の石油パイプライン上流端（養老川右岸）

基点2号 市原市五井南海岸50番地の5地先の石油パイプライン上流端（養老川左岸）

桧川 夷隅郡大多喜町栗又地先の砂防ダム（西川第1号コンクリート谷止）下流端の線から本流との合流点まで

小田代川 夷隅郡大多喜町面白字片倉272番地地先の洞窟下流端（北緯35度14分16.7秒、東経140度10分37.5秒の点）の線から本流との合流点まで

夕木川（蕪来川、筒森川） 夷隅郡大多喜町大田代1,171番地地先の洞窟下流端の線から本流との合流点まで

梅ヶ瀬川 市原市大久保字西女鹿倉971番地の2地先の二又川との分岐点（北緯35度15分6.3秒、東経140度8分36.3秒の点）から本流との合流点まで

沢川（正木川） 市原市国本字釜ノ谷684番地地先の国本橋下流端の線から本流との合流点まで

浦白川 市原市柳川728番地地先の柳川橋下流端の線から本流との合流点まで

古敷谷川 市原市古敷谷1,284番地の1地先の犬ヶ崎橋下流端の線から本流との合流点まで

大作川 市原市山口字過上山735番地地先の道路下の暗渠下流端（北緯35度21分53.3秒、東経140度8分10.1秒の点）の線から本流との合流点まで

平蔵川 市原市米原267番地地先の上畑橋下流端の線から本流との合流点まで

小草畑川 市原市小草畑45番地地先の椿井戸橋下流端の線から平蔵川との合流点まで

内田川 市原市奥野1,063番地地先の奥野橋下流端の線から本流との合流点まで

新川 市原市金沢451番地の5地先の県道169号線下の暗渠下流端の線から本流との合流点まで

戸田川 市原市栢橋350番地地先の谷又橋下流端の線から本流との合流点まで

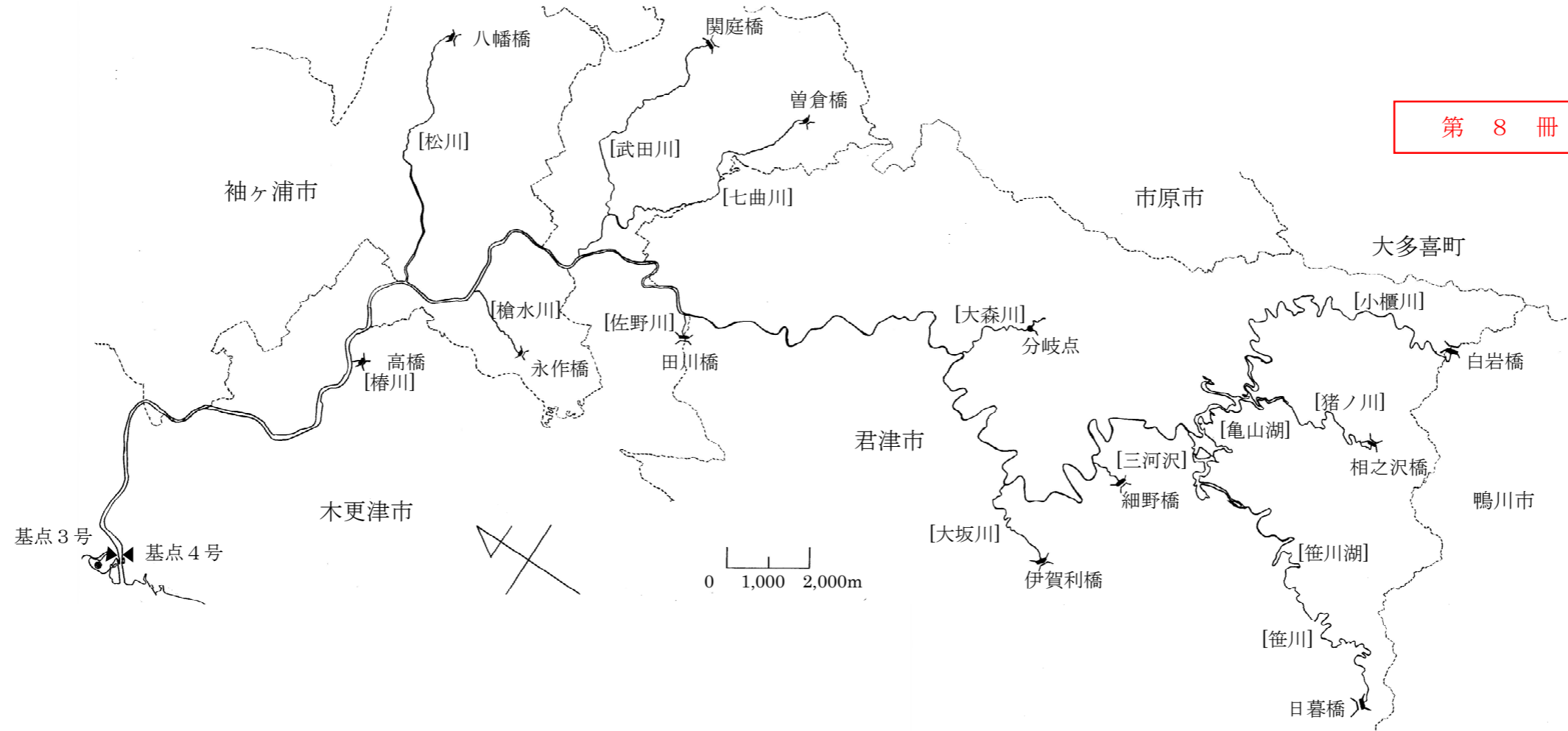
新掘川（大桶川） 市原市大桶950番地地先の大桶橋下流端の線から本流との合流点まで

4. 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで



共同漁業漁場図

1. 漁業権の番号 内共第2号
2. 漁場の位置 木更津市、袖ヶ浦市、君津市及び鴨川市地先
3. 漁場の区域 次の小櫃川及びその支派川
 - 小櫃川 鴨川市四方木661番地の17地先の白岩橋下流端の線から次の基点3号と基点4号を結ぶ線まで（亀山湖を含む。）
 - 基点3号 木更津市畔戸字角太夫803番地の3地先の標柱（小櫃川右岸）
 - 基点4号 木更津市畔戸2, 345番地地先の標柱（小櫃川左岸）
 - 猪ノ川（猪川） 君津市折木沢字相ノ沢1, 542番地の1地先の相之沢橋下流端（北緯35度11分42.9秒、東経140度6分28.8秒の点）の線から本流との合流点まで
 - 笹川 君津市香木原字日暮354番地地先の日暮橋下流端の線から本流との合流点まで（笹川湖を含む。）
 - 三河沢 君津市大戸見1, 806番地地先の細野橋下流端の線から本流との合流点まで
 - 大坂川（大坂沢） 君津市大坂1, 268番地の1地先の伊賀利橋下流端の線から本流との合流点まで
 - 大森川 君津市浦田1, 959番地地先の大森川分岐点（北緯35度16分18.7秒、東経140度5分13.7秒の点）から本流との合流点まで
 - 佐野川 木更津市田川643番地地先の田川橋下流端の線から本流との合流点まで
 - 七曲川 木更津市茅野七曲699番地地先の曾倉橋下流端の線から本流との合流点まで
 - 武田川 木更津市真里谷4, 832番地地先の関庭橋下流端の線から本流との合流点まで
 - 椿川 木更津市管生133番地の2地先の高橋下流端の線から本流との合流点まで
 - 槍水川（鎗水川） 袖ヶ浦市上宮田20番地の2地先の永作橋下流端の線から本流との合流点まで
 - 松川（大月川を含む。） 袖ヶ浦市川原井618番地地先の八幡橋下流端の線から本流との合流点まで
4. 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで



共同漁業漁場図

1. 漁業権の番号 内共第3号
2. 漁場の位置 富津市地先
3. 漁場の区域 次の湊川及びその支派川
 湊川 富津市豊岡2, 662番地地先の戸面原ダム下流端の線から次の基点5号と基点6号を結ぶ線まで

基点5号 富津市湊地先の内房線鉄橋下流端（湊川右岸）
 基点6号 富津市湊地先の内房線鉄橋下流端（湊川左岸）

湊川支流 富津市豊岡字怒田2, 150番地の1地先の青柳橋下流端の線から本流との合流点まで

高宕川 富津市宇藤原字高宕494番地地先の黒滝分岐点（北緯35度12分21.7秒、東経139度58分14.8秒の点）から本流との合流点まで

飛清川 富津市田倉501番地地先の飛清橋下流端の線から高宕川との合流点まで

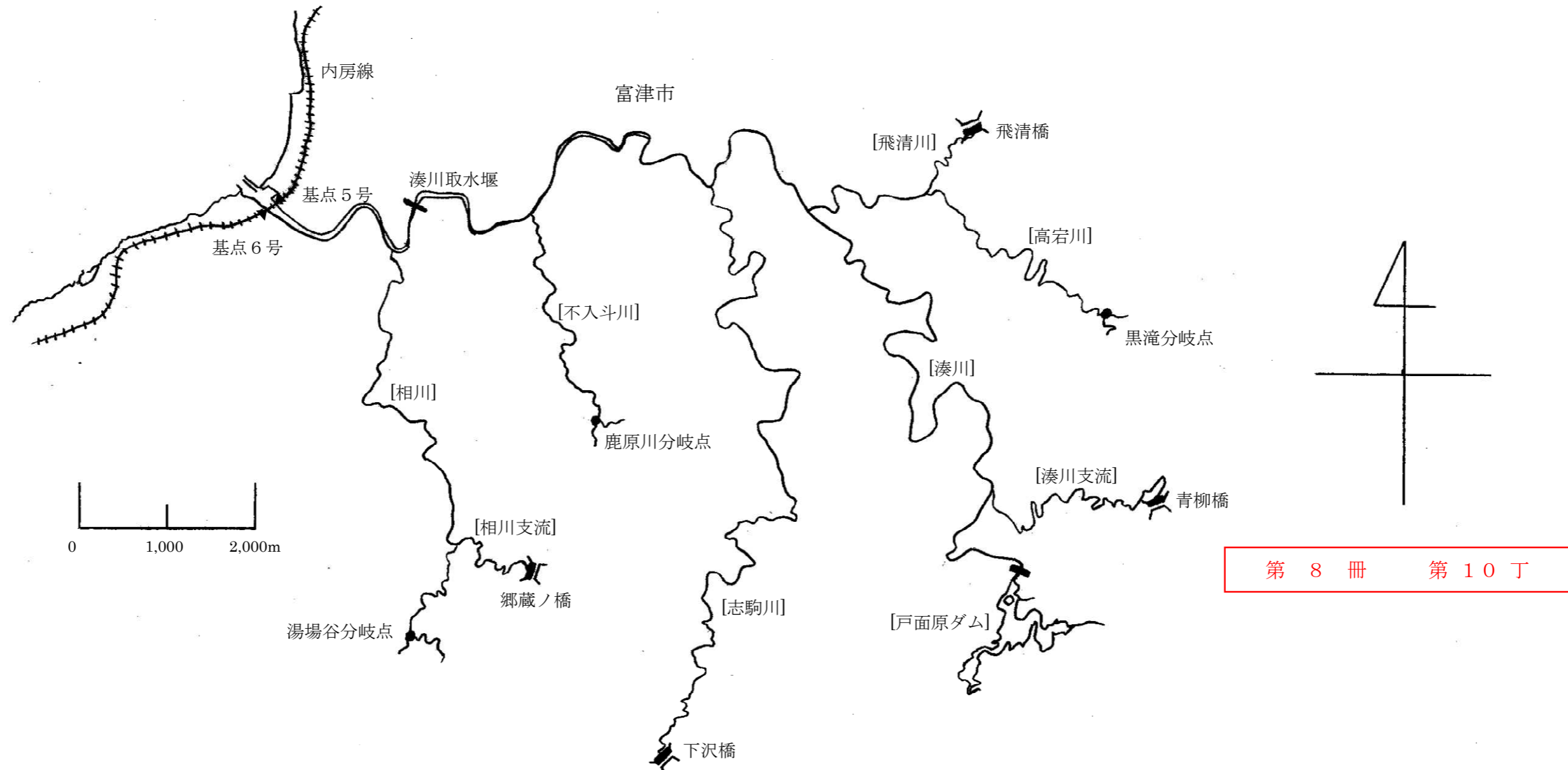
志駒川 富津市山中548番地の2地先の下沢橋下流端の線から本流との合流点まで

不入斗川 富津市不入斗字松野1, 392番地地先の鹿原川との分岐点から本流との合流点まで

相川 富津市梨沢字堀切987番地の2地先の湯場谷分岐点（北緯35度10分21.7秒、東経139度53分4.2秒の点）から本流との合流点まで

相川支流 富津市梨沢1, 254番地地先の郷蔵ノ橋下流端の線から相川との合流点まで

4. 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで



共同漁業漁場図

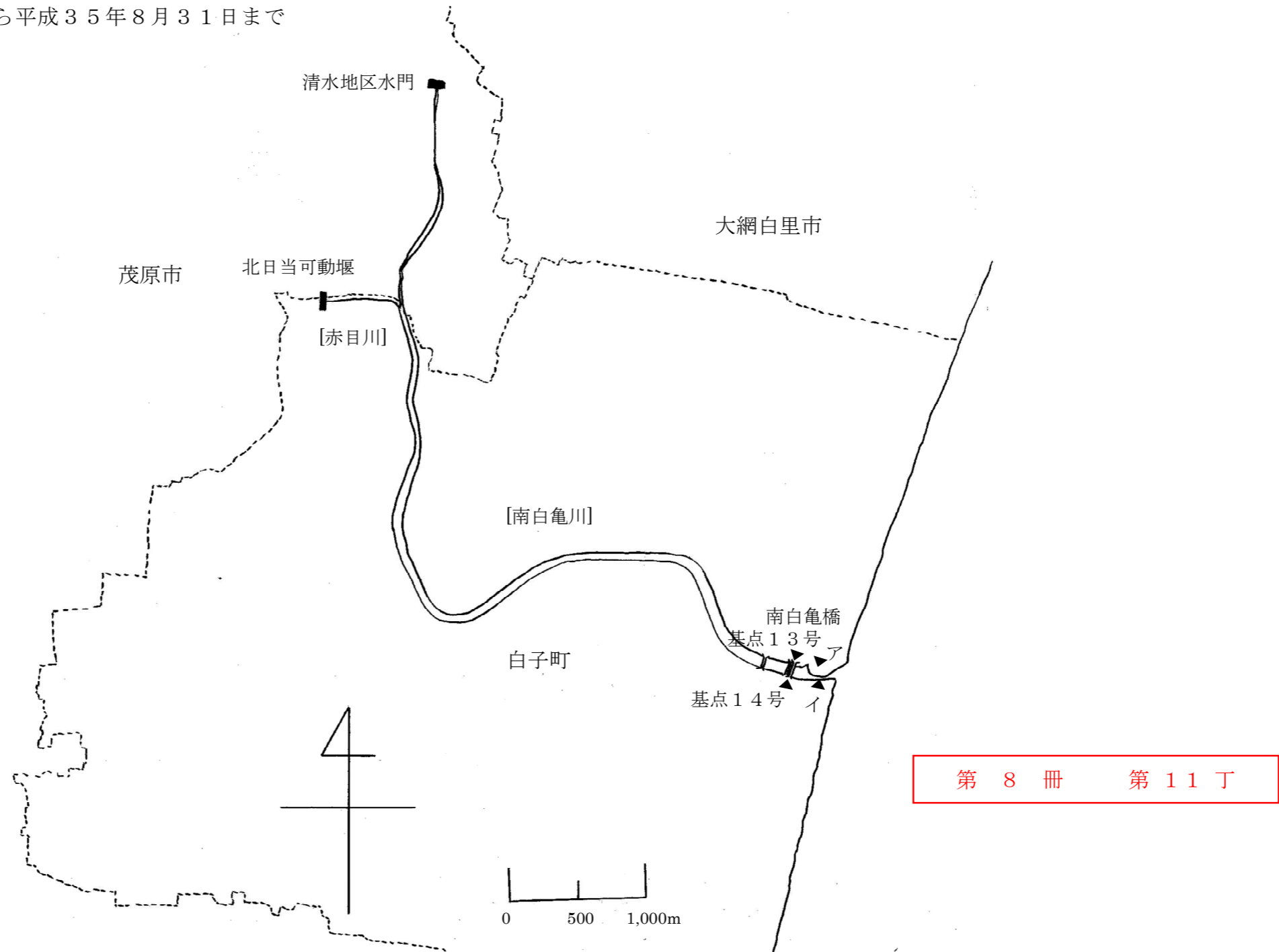
1. 漁業権の番号 内共第4号
2. 漁場の位置 いすみ市、勝浦市並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町地先
3. 漁場の区域 次の夷隅川、その支派川及びその旧川
 - 夷隅川 勝浦市上植野607番地地先の古新田川との分岐点から次の基点7号と基点8号を結ぶ線まで
 - 基点7号 いすみ市岬町和泉字三軒屋地先の夷隅川河口導流堤上流端（夷隅川右岸）
 - 基点8号 いすみ市岬町和泉字中州地先の夷隅川河口導流堤上流端（夷隅川左岸）
 - 古新田川 勝浦市大森27番地地先の荒田橋下流端の線から本流との合流点まで
 - 西畑川（弓木川） 夷隅郡大多喜町弓木547番地地先の谷合橋下流端の線から本流との合流点まで
 - 平沢川 夷隅郡大多喜町平沢1, 562番地地先の栄橋下流端の線から西畑川（弓木川）との合流点まで
 - 大野川 夷隅郡大多喜町石神字雷倉1, 478番地地先の滝原堰（石神溜池）下流端から本流との合流点まで（荒木根ダムを含む。）
 - 落合川 夷隅郡御宿町上布施1, 164番地地先の上落合川との分岐点から本流との合流点まで
 - 上落合川 夷隅郡御宿町上布施1, 672番地の5地先の小幡橋下流端の線から落合川との合流点まで
 - 三軒屋川 いすみ市日在字上人塚地先の水門下流端の線から本流との合流点まで
 - 夷隅川旧川 いすみ市岬町和泉字棚場3, 346番地の61地先の棚場水門下流端の線から本流との合流点まで
4. 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで



第 8 冊 第 10 丁

共同漁業漁場図

1. 漁業権の番号 内共第5号
2. 漁場の位置 茂原市及び長生郡白子町地先
3. 漁場の区域 次の南白亀川及びその支派川
南白亀川 茂原市清水字堰芝1, 247番地の3地先の清水地区水門下流端の線から次のアとイの点を結ぶ線まで
基点13号 長生郡白子町剃金字川岸地先の九十九里道路南白亀橋下流端（南亀白川左岸）
基点14号 長生郡白子町古所字北川岸地先の九十九里道路南白亀橋下流端（南亀白川右岸）
ア 基点13号から南白亀川左岸河口導流堤沿いに下流250メートルの点
イ 基点14号から南白亀川右岸河口導流堤沿いに下流300メートルの点
赤目川 長生郡白子町北日当字釜土398番地の5地先の北日当可動堰下流端の線から本流との合流点まで
4. 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで



共同漁業漁場図

1. 漁業権の番号 内共第6号
2. 漁場の位置 匝瑳市、香取市、香取郡多古町並びに山武郡芝山町及び横芝光町地先
3. 漁場の区域 次の栗山川及びその支派川

栗山川 香取市荒北字杉山下1, 762番地の2地先の荒北橋下流端の線から次のアの点と基点18号を結ぶ線まで

ア 北緯35度36分42.9秒、東経140度31分50.9秒の点

基点18号 山武郡横芝光町屋形字東雲5, 356番地の8地先の標柱

支川栗山川 香取市岩部3, 440番地の3地先の清水橋下流端の線から本流との合流点まで

川島川 香取郡多古町坂字土佛764番地地先の土佛橋下流端の線から本流との合流点まで

川島川支流 香取郡多古町東松崎字土橋4番地地先の土橋下流端の線から川島川との合流点まで

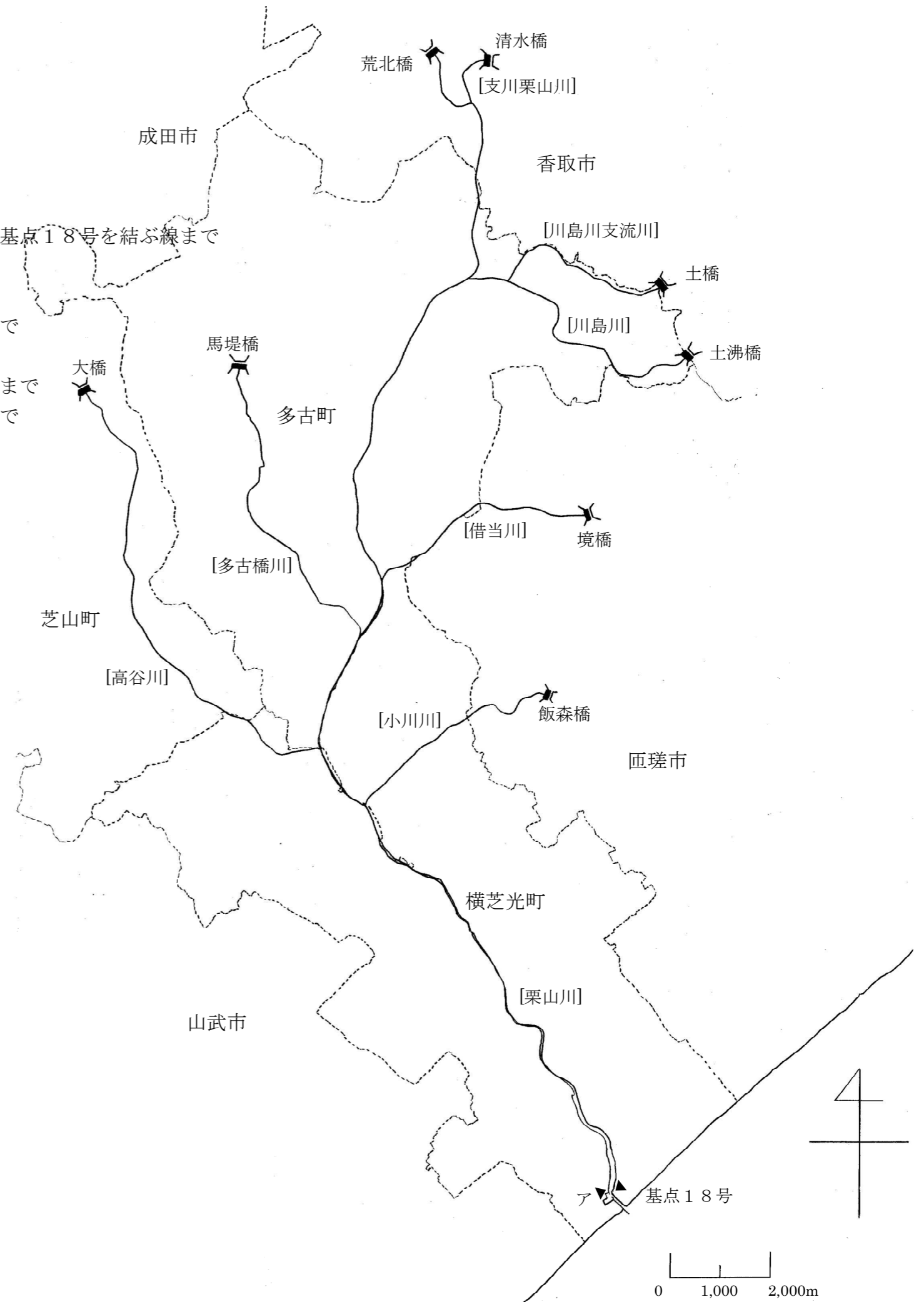
借当川 匝瑳市飯多香字大部田232番地の1地先の境橋下流端の線から本流との合流点まで

多古橋川 香取郡多古町飯笹440番地地先の馬堤橋下流端の線から本流との合流点まで

高谷川 山武郡芝山町菱田77番地地先の大橋下流端の線から本流との合流点まで

小川川 匝瑳市飯倉2, 275番地の2地先の飯森橋下流端の線から本流との合流点まで

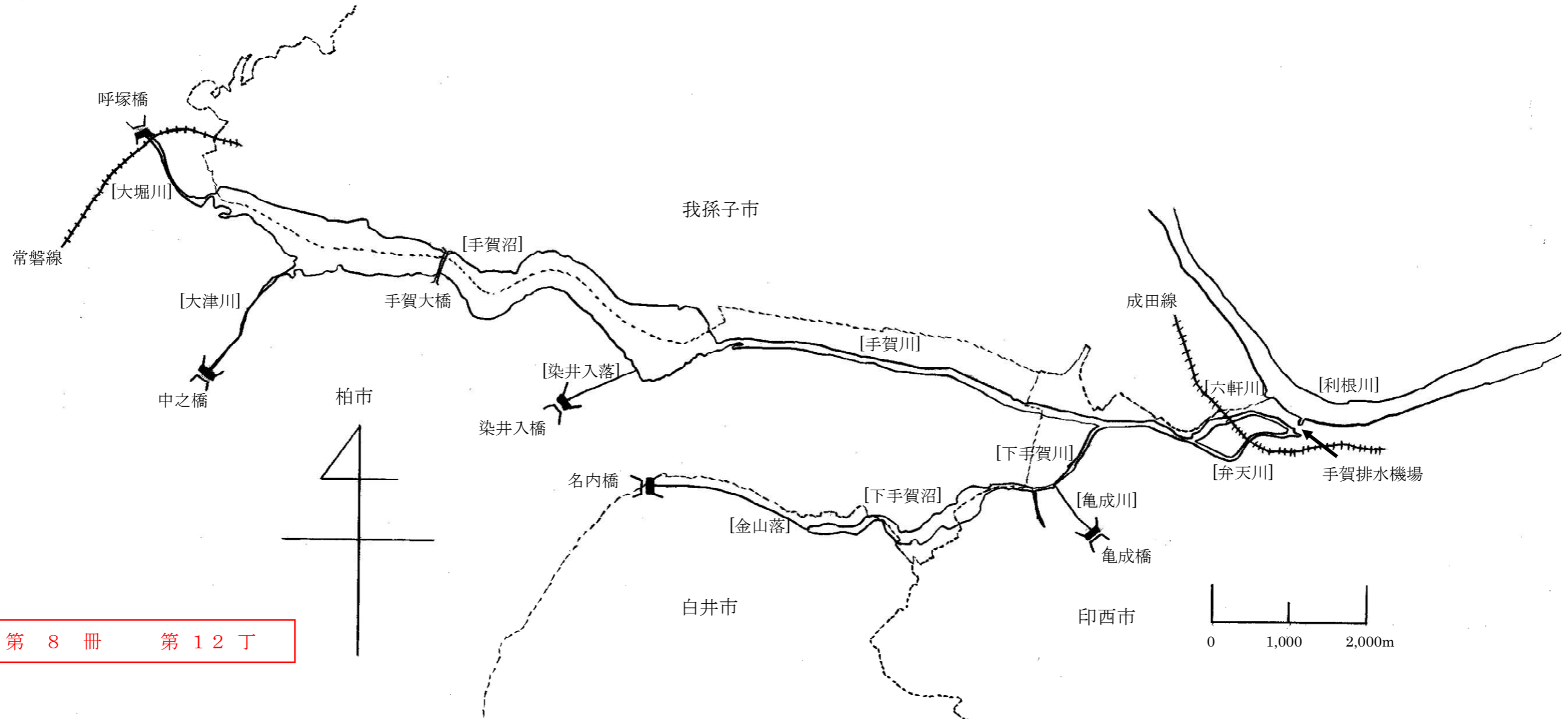
4. 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで



第 8 冊 第 11 丁

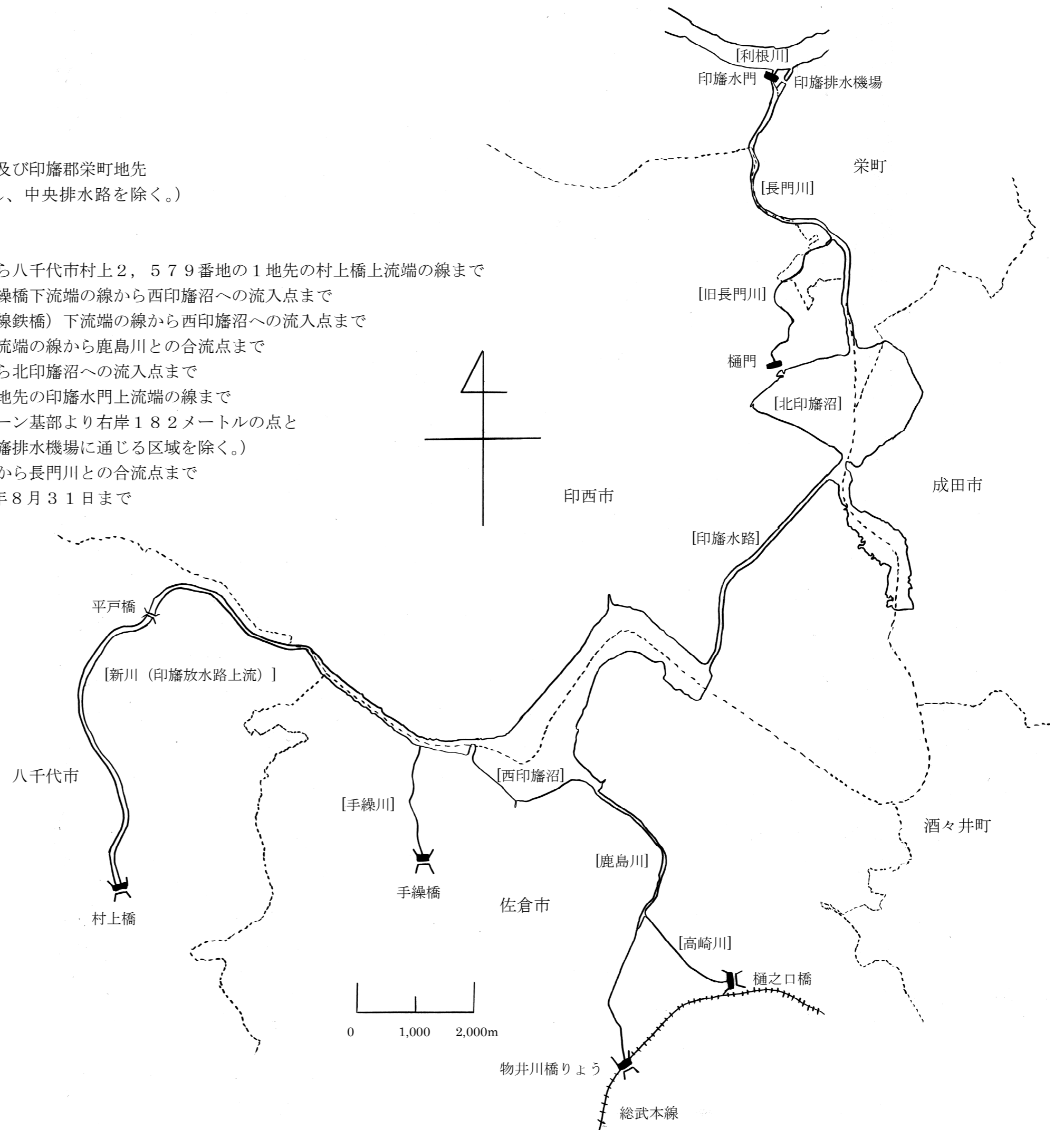
共同漁業漁場図

1. 漁業権の番号 内共第7号
2. 漁場の位置 柏市、我孫子市、白井市及び印西市地先
3. 漁場の区域 次の手賀沼及びその支派川
 - 手賀沼 全面
 - 下手賀沼 全面
 - 大堀川 柏市呼塚新田16番地の1地先の呼塚橋下流端の線から手賀沼への流入点まで
 - 大津川 柏市大井地先の中之橋下流端の線から手賀沼への流入点まで
 - 染井入落 柏市染井入新田125番地の2地先の染井入橋下流端の線から手賀沼への流入点まで
 - 手賀川（六軒川を含む。） 手賀沼からの流出点から印西市大森3,954番地の1地先の手賀排水機場樋門上流端の線まで
 - 下手賀川 下手賀沼からの流出点から手賀川との合流点まで
 - 金山落 白井市今井1番地地先の名内橋下流端の線から下手賀沼への流入点まで
 - 亀成川 印西市亀成301番地地先の亀成橋下流端の線から下手賀川との合流点まで
 - 弁天川 手賀川からの分派点から手賀川との合流点まで
4. 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで



共同漁業漁場図

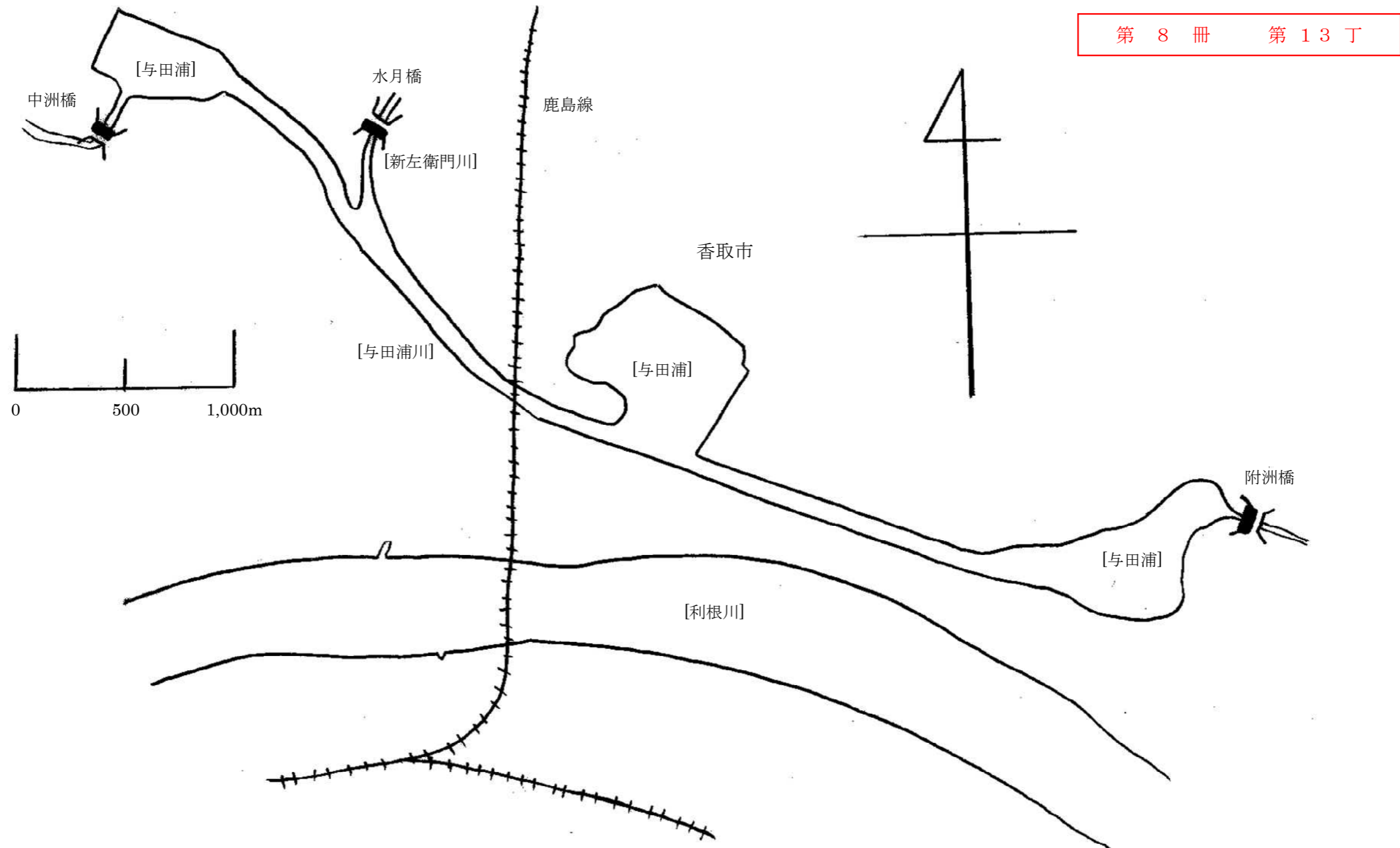
1. 漁業権の番号 内共第8号
2. 漁場の位置 成田市、佐倉市、八千代市、印西市及び印旛郡栄町地先
3. 漁場の区域 次の印旛沼及びその支派川（ただし、中央排水路を除く。）
 西印旛沼 全面
 北印旛沼 全面
 新川（印旛放水路上流） 西印旛沼からの流出点から八千代市村上2, 579番地の1地先の村上橋上流端の線まで
 手繰川 佐倉市臼井台1, 677番地の1地先の手繰橋下流端の線から西印旛沼への流入点まで
 鹿島川 佐倉市太田地先の物井川橋りょう（総武本線鉄橋）下流端の線から西印旛沼への流入点まで
 高崎川 佐倉市鑄木町484番地地先の樋之口橋下流端の線から鹿島川との合流点まで
 印旛水路（印旛捷水路） 西印旛沼からの流出点から北印旛沼への流入点まで
 長門川 北印旛沼からの流出点から印旛郡栄町和田地先の印旛水門上流端の線まで
 （ただし、印旛排水機場のゴミ除けスクリーン基部より右岸182メートルの点と左岸108メートルの点を結んだ線から印旛排水機場に通じる区域を除く。）
 旧長門川 印西市下井997番地地先の樋門上流端から長門川との合流点まで
4. 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで



第 8 冊 第 12 丁

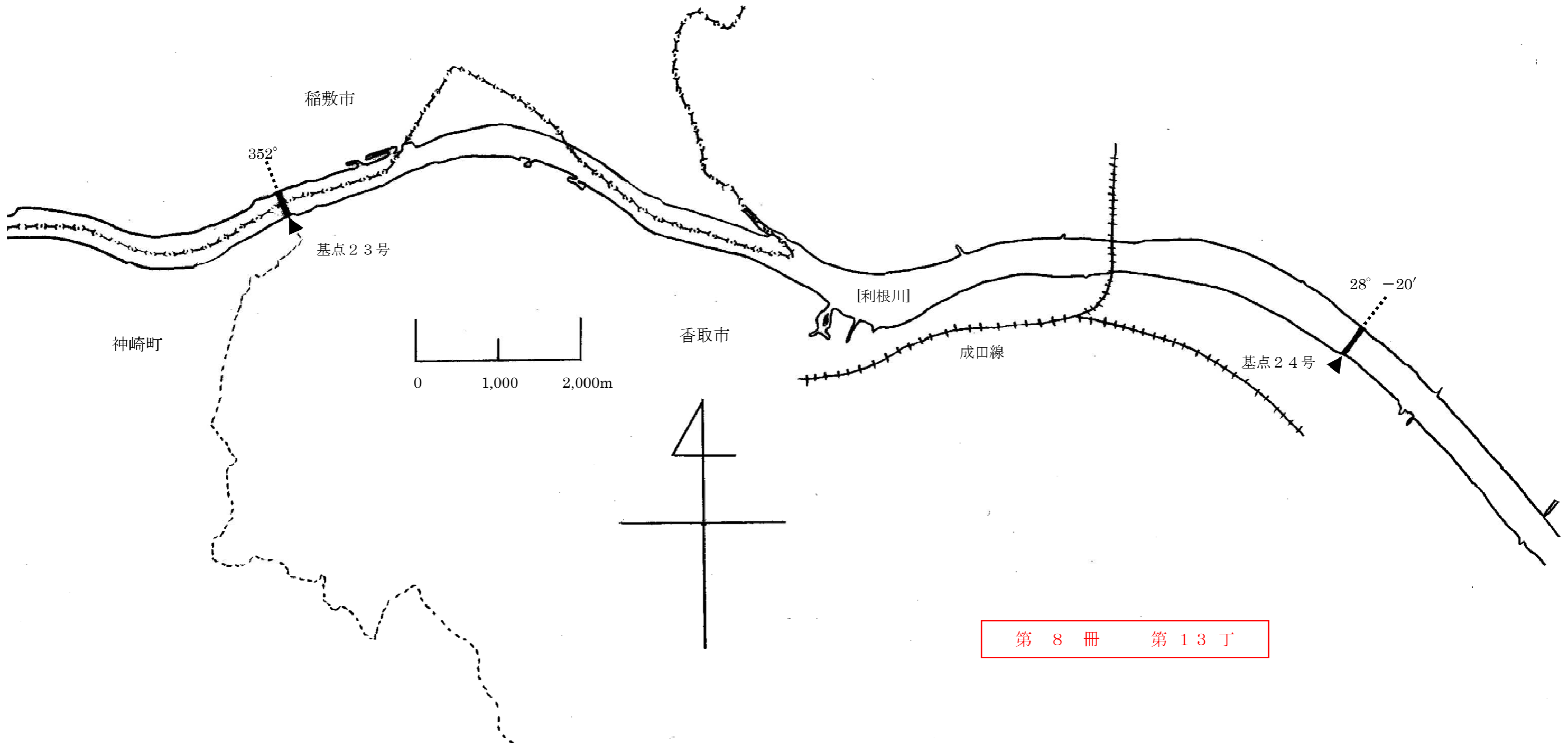
共同漁業漁場図

1. 漁業権の番号 内共第9号
2. 漁場の位置 香取市地先
3. 漁場の区域 次の与田浦川及びその支派川
与田浦川 香取市佐原ハ4, 596番地地先の中洲橋下流端の線から香取市附洲新田334番地地先の附洲橋上流端の線まで（与田浦を含む。）
新左衛門川 与田浦川からの流出点から香取市加藤洲地先の水月橋上流端の線まで
4. 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで



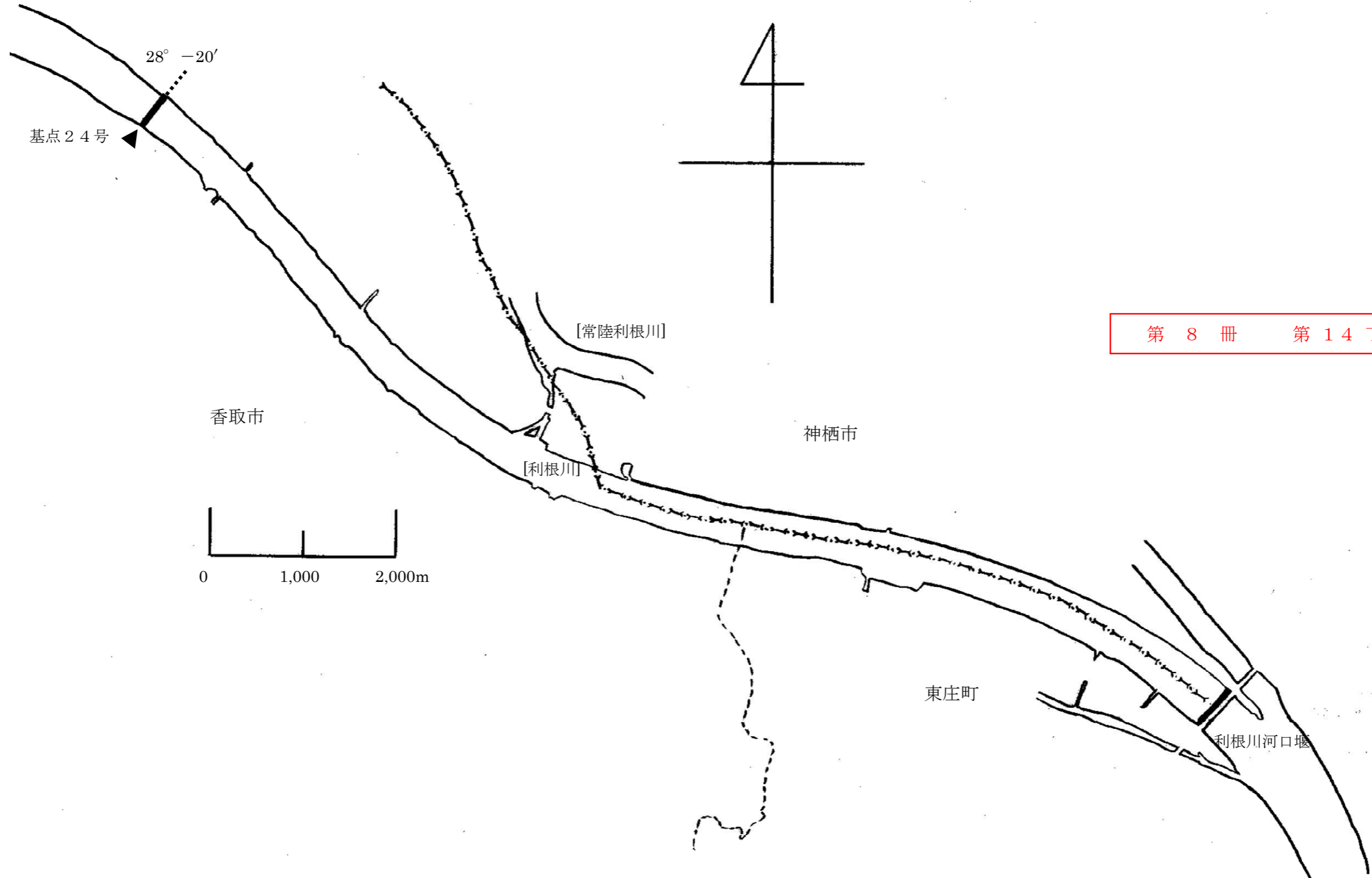
共同漁業漁場図

1. 漁業権の番号 内共第10号
2. 漁場の位置 香取市地先
3. 漁場の区域 次の基点23号から352度の線と基点24号から28度20分の線との間の利根川本流における千葉県水面
基点23号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交差点
基点24号 香取市一ノ分目仲割1, 744番地地先の水郷おとし坎樋
4. 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで



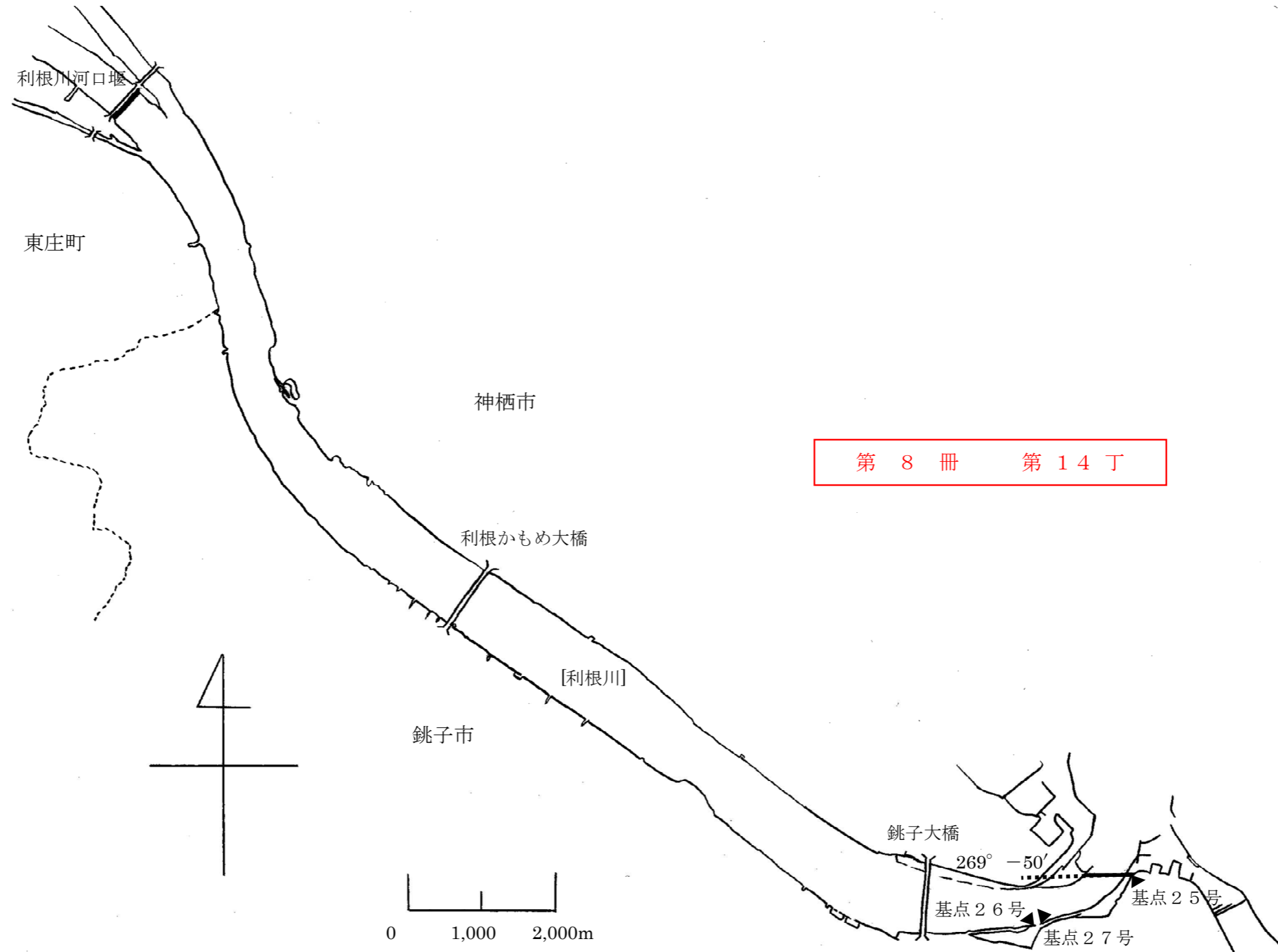
共同漁業漁場図

1. 漁業権の番号 内共第11号
2. 漁場の位置 香取市及び香取郡東庄町地先
3. 漁場の区域 次の基点24号から28度20分の線と香取郡東庄町地先の利根川河口堰上流端の線との間の利根川本流における千葉県水面
基点24号 香取市一ノ分目仲割1, 744番地地先の水郷おとし坎樋
4. 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで



共同漁業漁場図

1. 漁業権の番号 内共第12号
 2. 漁場の位置 銚子市及び香取郡東庄町地先
 3. 漁場の区域 香取郡東庄町地先の利根川河口堰下流端の線と次の基点25号から269度50分の線との間の利根川における千葉県水面
(ただし、銚子漁港第2漁船渠河堤、基点26号と基点27号を結ぶ線及び川口町から内浜町に至る導流堤を結ぶ線の南側漁港区域を除く。)
- 基点25号 銚子市川口町2丁目の千人塚海難漁民慰霊塔
基点26号 銚子港第二漁船だまり河堤灯台
基点27号 銚子市内浜町地先の銚子漁港導流堤の白灯台
4. 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで



共同漁業漁場図

1. 漁業権の番号 内共第13号
2. 漁場の位置 君津市地先
3. 漁場の区域 次の小糸川及びその支派川

小糸川 次の基点28号と基点29号を結ぶ線から基点30号と基点31号を結ぶ線まで

基点28号 君津市正木字大岩地先の三島ダム頭首工下流端の線から下流100メートルの点（小糸川右岸）

基点29号 君津市正木字大岩地先の三島ダム頭首工下流端の線から下流100メートルの点（小糸川左岸）

基点30号 君津市人見地先の周西橋下流端の線から下流170メートルの点（小糸川右岸）

基点31号 君津市人見地先の周西橋下流端の線から下流170メートルの点（小糸川左岸）

高宕沢 君津市怒田沢地先の高宕大滝つぼから本流との合流点まで

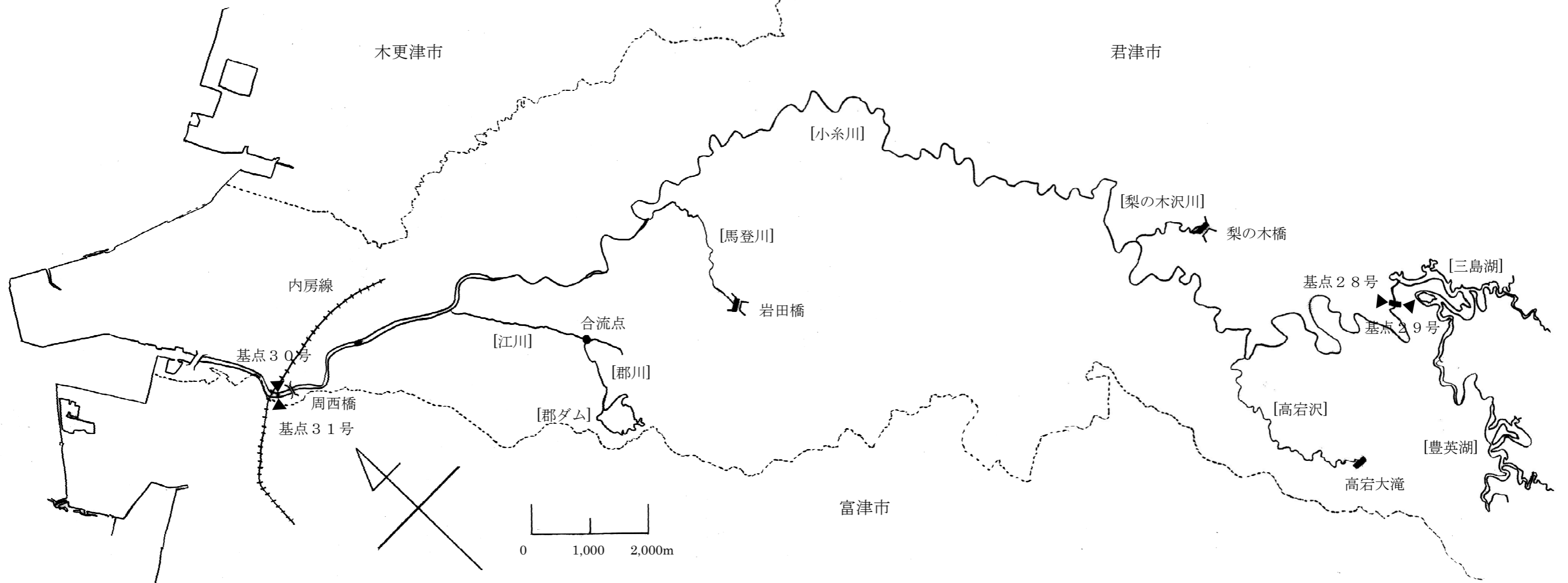
梨の木沢川 君津市東栗倉字間並707番地の1地先の梨の木橋下流端の線から本流との合流点まで

馬登川 君津市皿引字岩田105番地の2地先の岩田橋下流端の線から本流との合流点まで

江川 君津市郡字赤磯地先の郡川との合流点から本流との合流点まで

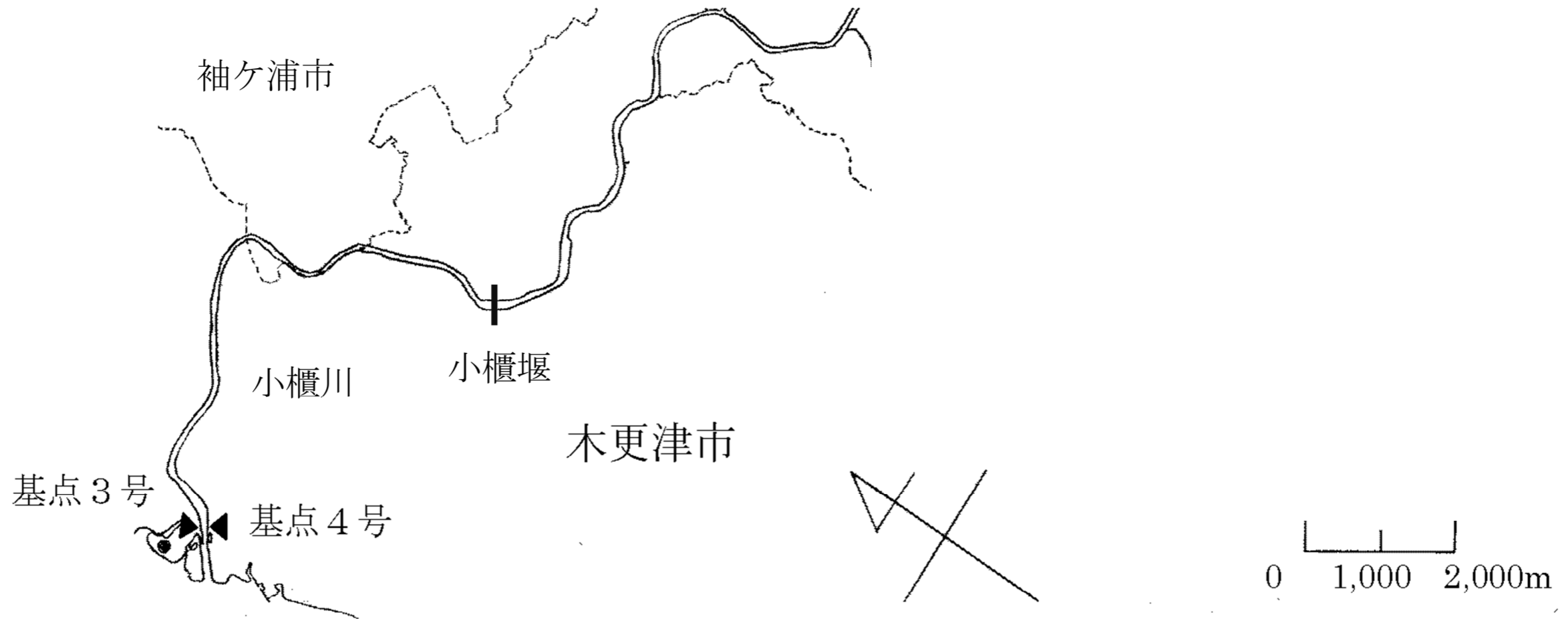
4. 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

第 8 冊 第 15 丁



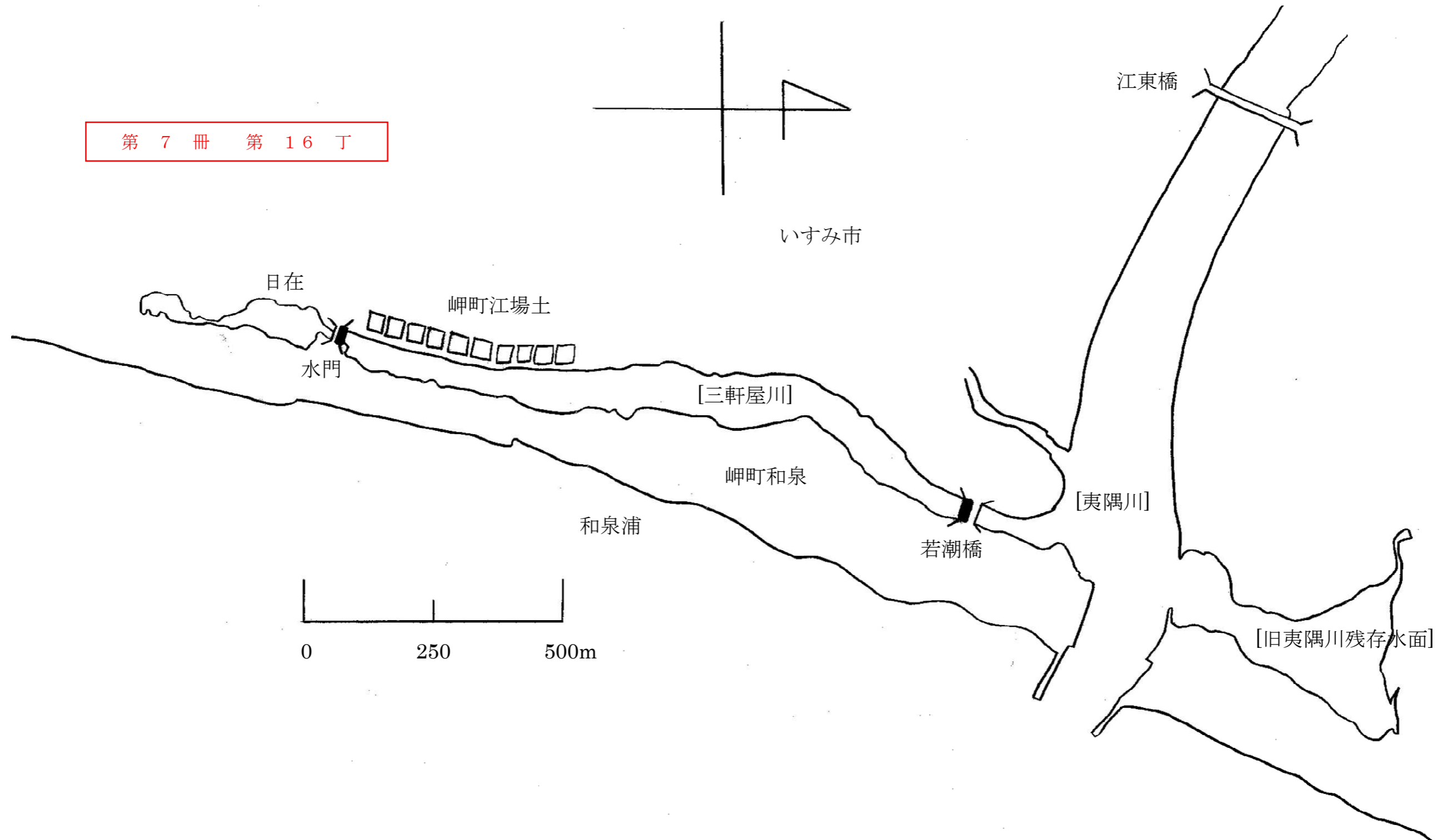
共同漁業漁場図

1. 漁業権の番号 内共第15号
2. 漁場の位置 木更津市及び袖ヶ浦市地先
3. 漁場の区域 木更津市十日市場地先の小櫃堰下流端の線から次の基点3号と基点4号を結ぶ線までの間の小櫃川
基点3号 木更津市畔戸字角太夫803番地の3地先の標柱（小櫃川右岸）
基点4号 木更津市畔戸2, 345番地地先の標柱（小櫃川左岸）
4. 存続期間 平成26年9月1日から平成35年8月31日まで



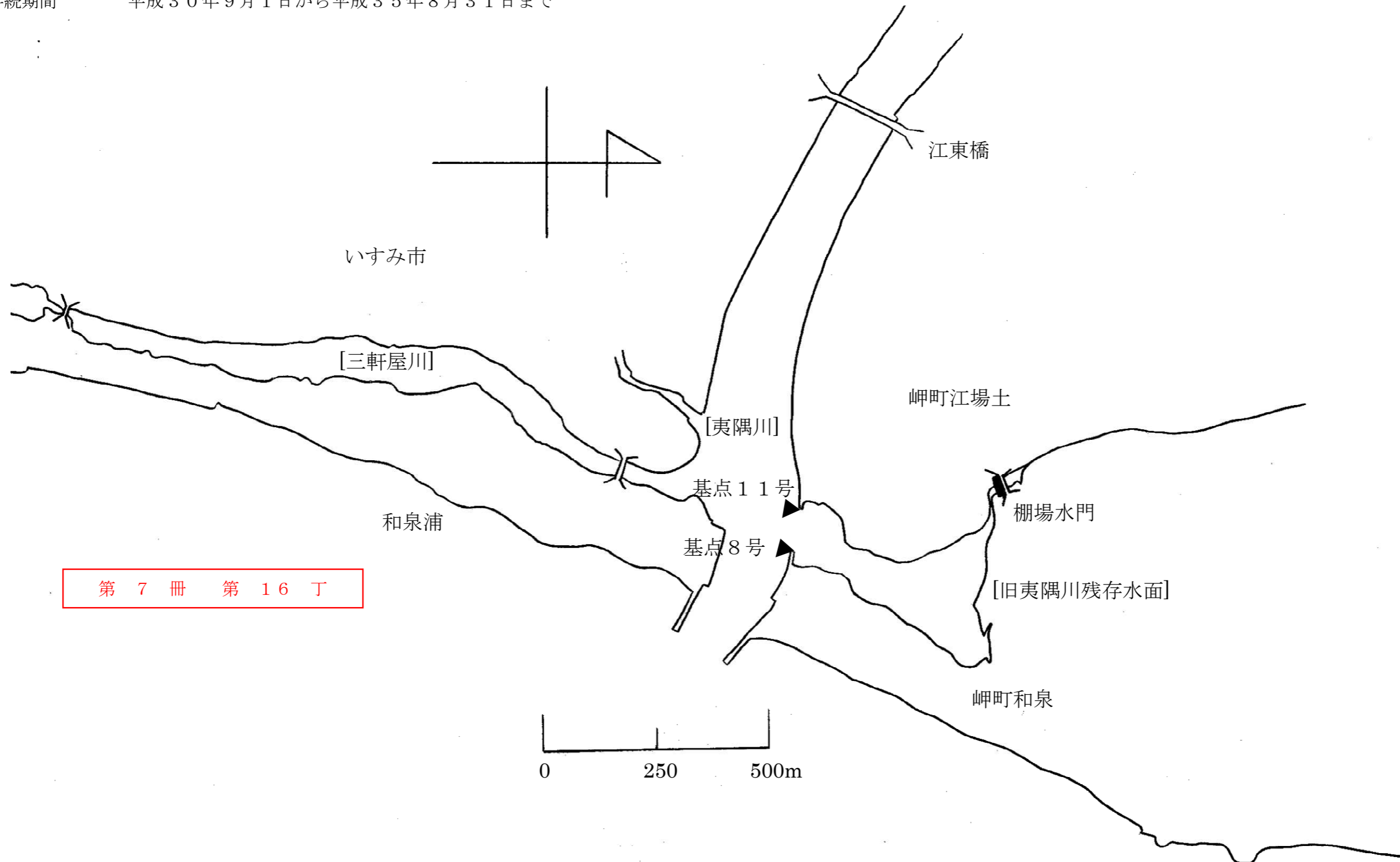
区画漁業漁場図

1. 漁業権の番号 内区第1号
2. 漁場の位置 いすみ市岬町和泉及び岬町江場土地先
3. 漁場の区域 いすみ市日在字上人塚地先の水門下流端の線から同市岬町和泉字三軒屋二ノ瀬地先の若潮橋上流端の線までの三軒屋川
4. 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで



区画漁業漁場図

1. 漁業権の番号 内区第2号
2. 漁場の位置 いすみ市岬町和泉及び岬町江場土地先
3. 漁場の区域 いすみ市岬町和泉字棚場3, 346番地の61地先の棚場水門下流端の線から次の基点8号と基点11号を結ぶ線までの旧夷隅川残存水面
基点8号 いすみ市岬町和泉字中州地先の夷隅川河口導流堤上流端（夷隅川左岸）
基点11号 いすみ市岬町江場土字上瀬地先の標柱（夷隅川左岸）
4. 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで



区画漁業漁場図

1. 漁業権の番号 内区第3号
2. 漁場の位置 長生郡長生村一松地先
3. 漁場の区域 次の基点12号から88度50分（真方位）の線と長生郡長生村一松字中瀬丙4，443番地地先の九十九里道路中瀬橋上流端の線までの間の旧一宮川
基点12号 長生郡長生村一松地先の新城之内橋南側端
4. 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

